

# 入 札 説 明 書

担当：企画部情報基盤整備課

(TEL:098-866-2036)

1. 工事名称 川平テレビ中継局自営受電線路更新工事
2. 工事場所 石垣市
3. 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
4. 入札条件 別添公告文のとおり
5. 工事概要 別添図面及び仕様書による
6. 関連工事 ー
7. 工事範囲
  - ・本書による説明事項
  - ・本工事設計図書に示す工事の施工一切

## 8. 質問事項

工事説明事項及び設計図書への質疑はすべて文書で行う。

〆切等については、別添公告文のとおり

質問がある場合は別紙1の様式に記入し、1部提出する。

## 9. 技術者の設置

主任技術者及び監理技術者は、建設業法の規定に基づき下請金額に応じて設置が義務付けられる。

ただし、工場製作のみが行われている期間については、工事現場への専任を要しない。

## 10. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）に影響がないよう十分な予防措置を取り、また工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。

## 11. 使用資材の統一

構造、意匠、機能、耐久性向上及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として同一資材（材質、形状、寸法、重量及び同一工場品、同一メーカー品）を使用すること。

## 12. 工程管理等

イ. 適宜総合的な工程会議を開催する。

~~ロ. 安全衛生対策協議会を発足し、毎月1回以上の協議会を開催する。~~

ハ. 上記工程会議及び安全衛生対策協議会の協議結果は、毎月定期報告書として監督員に報告する。

ニ. 上記工程会議及び安全衛生対策協議会は請負業者が中心となる。

## 13. 仮設用水・仮設電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつその設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

## 14. 工事用看板等

イ 工事用看板及び行政活動コスト等表示看板の規格・寸法は原則として別紙2による。

~~ロ 監督員の指示により、安全表示板、交通表示板を設置する。~~

## 15. 官公庁諸手続き

イ. 本工事に必要な諸官庁及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続き

は、遅滞なく行い、かつこれらの手続に要する費用はすべて請負業者の負担とする。

ロ. 工事及び資材の搬出入についての諸手続きは、所管警察署及び道路管理者等と十分調整の上請負業者が行うこととし、実施に当たっては、関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

## 16. 保険等

請負業者は、建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入すること。

## 17. 埋設物等

施工中に敷地内より埋設資産、または考古学資料と判断される発生材を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

## 18. 資材等の運搬について

土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を利用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。

## 19. 施工図等

### ~~イ. 総合図~~

~~建築の請負業者は、総合図により設備を含めた取り合いを検討し、監督員の承諾を受ける。ここで総合図とは、平面、立面等の詳細図に設備の内容を記入した図面であり、設備の請負業者は総合図作成に協力しなければならない。~~

### ロ. 施工図

~~総合図による検討を基に~~施工図を作成し、速やかに監督員の承諾を受ける。

## 20. 労働時間短縮

平成6年の労働基準法施行令の改正に伴い、平成9年4月1日より建設業に係る週法定労働時間は原則として全ての規模の事務所に置いて40時間に短縮されたが、この労働時間の短縮は、予算価格算定上考慮されていることを承知するとともに、その遵守に努めること。

## 21. 提出書類等

イ. 別紙3に記載する書類は遅滞なく提出すること。

ロ. 完成図書は別紙4による。

~~なお、CDで提出する図面には、竣工図のほか関係法令の許可書、届出書を含む。~~

## 22. 下請者の通知及び変更

イ. 請負業者は、工事の一部を第3者に請け負わせる場合は、監督員に対して建設工事下請通知書等を提出しなければならない。

ロ. 監督員は、施工中において下請負者が工事の施工につき、著しく不適當であると認めるときは、請負業者に対してその変更又は中止を求めることができる。

## 23. その他

イ. 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。又、リサイクル対象の産業廃棄物はリサイクル可能な処理施設で処理すること。

ロ. 作業による危険及び汚損行為については、特に検討配慮し、また作業中の騒音振動等による影響、特に夜間、早朝、日曜日等の作業は、作業内容を十分検討の上、監督員と事前に協議すること。

#### 24. 仮設及び養生等の設置

仮設は隙間が無いように施工を十分に行い、資材等の落下が無いように養生すること。  
又、現存する機器等については、シート等を被せるなど適当な処置を講ずるものとし、  
日常点検を行うための出入り口も設ける事。

#### ~~25. 現場事務所等の設置~~

~~請負者は現場事務所を設置しなければならない。事務所内には、工事の概要、実施工  
程表、組織図、その他必要事項を理解できるよう作成し掲示すること。~~

#### 26. 既設設備等の養生

既設設備等の養生については、仮設計画を提出し監督員の承諾を得ること。